○国土交通省令第四十六号

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第六号）の施行に伴い、国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則及び小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則及び小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則の一部を改正する省令

（国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年国土交通省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（観光旅客滞在促進事業を定めた産業振興促進計画の認定の申請の際に添付すべき書類） **第二条**　法第十七条第一項の国土交通省令で定める書類は、次の表の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同表の下欄に掲げる書類とする。	
規定	書類
法第十七条第一項	（略）
（略）	（略）
（標識の様式） **第三条**　法第十七条第二項の国土交通省令で定める様式は、別記第一号様式とする。	
（法第十七条第四項第二号の国土交通省令で定める研修） **第四条**　法第十七条第四項第二号の国土交通省令で定める研修は、次に掲げる基準に適合するものとする。 一～三　（略）	
（奄美群島内限定旅行業務取扱管理者の要件） **第五条**　法第十七条第四項第二号の国土交通省令で定める要件は、前条の研修の課程を修了した者であることとする。	
（奄美群島内限定旅行業務取扱管理者の証明書の様式） **第六条**　法第十七条第四項の規定により奄美群島内限定旅行業務取扱管理者を旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する場合において、旅行業法施行規則第二十七条の七中「第十号様式」とあるのは、「国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則別記第二号様式」とする。	

改正前	
（観光旅客滞在促進事業を定めた産業振興促進計画の認定の申請の際に添付すべき書類） **第二条**　法第十八条第一項の国土交通省令で定める書類は、次の表の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同表の下欄に掲げる書類とする。	
規定	書類
法第十八条第一項	（略）
（略）	（略）
（標識の様式） **第三条**　法第十八条第二項の国土交通省令で定める様式は、別記第一号様式とする。	
（法第十八条第四項第二号の国土交通省令で定める研修） **第四条**　法第十八条第四項第二号の国土交通省令で定める研修は、次に掲げる基準に適合するものとする。 一～三　（略）	
（奄美群島内限定旅行業務取扱管理者の要件） **第五条**　法第十八条第四項第二号の国土交通省令で定める要件は、前条の研修の課程を修了した者であることとする。	
（奄美群島内限定旅行業務取扱管理者の証明書の様式） **第六条**　法第十八条第四項の規定により奄美群島内限定旅行業務取扱管理者を旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する場合において、旅行業法施行規則第二十七条の七中「第十号様式」とあるのは、「国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則別記第二号様式」とする。	

（小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年国土交通省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（観光旅客滞在促進事業を定めた産業振興促進計画の認定の申請の際に添付すべき書類） **第六条**　法第十七条第一項の国土交通省令で定める書類は、次の表の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同表の下欄に掲げる書類とする。	
規定	書類
法第十七条第一項	（略）
（略）	（略）

改正前	
（観光旅客滞在促進事業を定めた産業振興促進計画の認定の申請の際に添付すべき書類） **第六条**　法第十八条第一項の国土交通省令で定める書類は、次の表の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同表の下欄に掲げる書類とする。	
規定	書類
法第十八条第一項	（略）
（略）	（略）